

第2期食のまちづくり基本計画推進プロジェクト実施及び 第3期食のまちづくり基本計画策定業務委託仕様書

■委託業務の内容

本業務の委託内容は、次のとおりとする。

1 委託業務名

第2期食のまちづくり基本計画推進プロジェクト実施及び第3期食のまちづくり基本計画策定業務委託

2 委託業務の目的

いちき串木野市（以下「本市」という。）が、「いちき串木野市食のまちづくり条例」に基づき、市、市民、事業者が食の活用による地域活性化に主体的に参画し、協働して取り組む食のまちづくりの推進に向けて令和4年度に策定した「第2期食のまちづくり基本計画」の事業推進、及び「食のまちプロジェクト」の運営支援に関する業務（以下「推進業務」という。）、並びに令和9年度を始期とする「第3期食のまちづくり基本計画」の策定に関する業務（以下「策定業務」という。）を行うものである。

また、これまでの取組において顕在化している課題を踏まえ、参加者の主体的な活動や相互連携を促進する仕組みづくりを検討する。

あわせて、庁内各課及び関係事業者との連携を強化し、事業の進捗管理や課題整理を行うとともに、食の魅力発信に資するふるさと納税の活用方策について整理・検討することにより、本市の食資源や地域特性を活かした持続的な食のまちづくりの推進及び次期基本計画の円滑な策定につなげるものとする。

3 業務を委託する期間

契約の日から令和9年3月31日までとする。

4 受注者が行う業務

受注者が行う業務の範囲は次のとおりとする。

(1) 推進業務

【現状と課題Ⅰ】

食のまちPRパートナー（注1）は、市民、事業者、団体等の多様な主体で構成されているため、活動目的や興味関心に大きなバラツキがあり、特に、1次生産者や加工事業者、飲食店経営者等、食に関連する事業者等と、消費活動を主とする一般市民とでは、当事業に対して求めることに大きな差異が見受けられる。具体的には、食に関連する事業者等は、ビジネスチャンスに直結する人脈や、新たなビジネスプランのアイデアやヒント等を求める傾向が強く、一般市民は、食を通じた趣味や健康等について、学びや交流することを目的とする方が多い。

なお、令和7年度に実施した「食のまちづくりに関する勉強会・研修会」では、主にインプット型の活動を行ったが、メンバーはほぼ固定となっており、参加者数も減少傾向にある。

① 第2期食のまちづくり基本計画の管理及び事業推進

基本計画を推進するための全体マネジメントをはじめ、官民連携による食のまちパートナーシップ会議（注2）のコーディネート等を行い、基本計画の事業推進に向けた支援を行う。なお、第2期基本計画の詳細は市ホームページで確認すること。

第2期食のまちづくり基本計画：<https://www.city.ichikikushikino.lg.jp/c-sales1/shokumachi/shokumachi-keikaku-2.html>

ア 全体マネジメントとコーディネート

シティセールス課との月1回程度のミーティング及び3分野11事業の実施支援を行う。

イ パートナーシップ会議の運営

年5回以上の会議をコーディネートし、進捗をまとめたアニュアルレポート（令和9年3月末まで）の作成を行う。会議は1回あたり2時間程度を想定し、主な内容は次のとおりとする。

- ・事業計画説明（年度当初）、事業報告（年度末）
- ・勉強会・研修会（1時間程度）
- ・ワークショップ等

② 食のまちPRパートナーの活性化に資する取り組みの企画運営

ア 令和7年度まで実施してきた「食のまちづくりに関する勉強会・研修会」について、【現状と課題I】を踏まえたブラッシュアップを行い、食のまちPRパートナーや関係課職員が興味を持って取り組めるイベントやワークショップ等を企画・運営すること。

具体的には、食に関連する事業者等と一般市民の2つのグループに分類し、各々がPRパートナーとしての活動に求める目的や興味関心を調査、整理した上で、最適なサービスや機会の提供を図ること。

③ 食のまちづくりに関する広報・情報発信及びスキル向上についての企画運営

ア 食のまちPRパートナーがSNS等のデジタルツールの活用により、食のまちづくりの取り組みや「おいしく、ひといき。」のブランドイメージを可視化する内容や、市内事業者等の販路拡大や売上向上に貢献する内容等を発信できるよう、ツール操作や編集スキル等について学ぶ機会を設け、伴走支援まで行うこと。

イ 情報発信力を高めるためのSNS運用・写真撮影・ライティング等、各分野の専門講師を招聘し、実践的なワークショップ等を実施すること。

ウ 本市は、清泉女子大学、株式会社UUUM等と包括連携協定を締結している。若者の感性やトレンドの把握、視聴されやすいコンテンツの作成や編集技術を効率よく取り入れること等を念頭に、これらの連携パートナーを有効に活用する実施内容とすること。

注1：食のまちPRパートナー

「食」や「食によるまちづくり」に関心のある個人や事業者等で制度に登録している方。この制度は、本市の食によるまちづくりに積極的に関わっていただく機会を設けるとともに、本市の食に関する様々な情報を市とPRパートナーが共有しながら効果的に外部に発信していくことで、本市の認知度向上と、地域産業の活性化、また、市民一人ひとりの食を通したまちへの誇りや愛着の醸成につなげ、本市の「食によるまちづくり」を推進していくことを目的としている。

注2：食のまちパートナーシップ会議

食のまちPRパートナー及び庁内関係課が、各事業の進捗共有や各種情報共有、勉強会等を行う会議。

(2) 策定業務

【現状と課題Ⅱ】

第2期計画では、「食を通して、経済の活性化と健康増進を進め、シビックプライドが高いまちを目指す。」ことをビジョンとして掲げ、3分野11事業に取り組んできた。「いちき串木野市食育推進委員会」による健康増進の取組や、「食のまち魅力発信事業」による市内外への周知広報、シビックプライドの向上については、徐々に浸透が見られるものの、経済の活性化については、食のまちPRパートナーの事業者から「より実効性のある施策を策定し、実施して欲しい」、食のまちPRパートナーの市民からは「もっと食のまちづくり事業に関わりたいが、どのような活動をすればいいかわからない。」などの意見があり、令和8年度以降の大きな課題となっている。

① 第3期食のまちづくり基本計画の策定支援

ア 現状分析と課題整理・ヒアリングと意見集約

第2期計画の実績、統計データ、現在の社会情勢等に基づいて、本市を取り巻く現状を分析し、潜在的な課題を洗い出すとともに、既に明確化している課題と併せて整理し、その結果を第3期計画に反映させること。また、関係者への個別ヒアリング、アンケート調査、ワークショップ等を通じて、食のまちPRパートナーや住民の意見を第3期計画に反映させること。なお、ワークショップは3回程度とし、(1)推進業務①イのパートナーシップ会議と併せて行うことができる。

イ 計画素案の作成

第2期基本計画の成果を踏まえつつ、「ア 現状分析と課題整理・ヒアリングと意見集約」の結果を勘案して作成するものとするが、【現状と課題Ⅱ】のとおり、第2期計画での取組では、経済の活性化と食のまちPRパートナーの食のまちづくりへの関わり方について大きな課題が残ったことから、第3期計画の素案作成にあたっては、以下の点に重点を置き作成すること。またそれぞれに成果目標（KPI）を設定すること。

a 市内の食に関連する事業所等の「稼ぐ力」の向上を図り力強い産業の育成を実現するための具体的な事業・施策案まで提示すること。特に、本市のふるさと納税パートナー企業は、寄付額ベースで99%が食に関連する事業者であることから、これらの生産性向上や新製品開発、広告宣伝などの支援により企業が成長し、延いては寄付額の向上が図られる内容を盛り込むこと。

b 食のまちPRパートナーが自ら企画・運営に関与し、食のまちづくりにやりがいや主体性を持って取組みながら、一体感を醸成できるようなプロジェクトを盛り込むこと。なお、当該プロジェクトについては、将来的に食のまちPRパートナーによる自走化が図られるよう、その実現に向けた具体的な方策を併せて示すこと。

5 受注者の義務

受注者は、本業務の履行にあたり、業務の目的・趣旨を十分に理解した上で、本仕様書及び関係法令、規定等を遵守し、最高の知識、知見を発揮して業務を遂行しなければならない。これらの業務を一括して第三者に委託又は請け負わせることはできない。ただし、部分的な業務の委託は市が承認したものであれば専門の業者等に再委託できるものとする。

なお、本仕様書は、本業務に必要な基礎的事項のみ示したものであり、これらに記載されていない事項であっても、必要と認められるものについては、受注者が責任をもって充足しなければならない。

6 実施計画書の提出

受注者は、本委託業務のスケジュール及び実施計画書を作成し、市の承認を得ること。また、業務の実施にあたっては、市と協議のうえ実施すること。

7 積算内訳書の提出

受注者は、6 実施計画書とともに本仕様書に基づき 4 受注者が行う業務に関する積算内訳書を市へ提出すること。

8 検査

受注者は、委託業務終了後、直ちに業務完了届並びに成果品を提出すること。成果品の引渡にあつては期限を遵守し、かつ当市の検査を受けなければならない。

なお、検査において、訂正を指示された場合は、直ちに訂正しなければならない。また、成果品の引渡し後において、受注者の責任に帰すべき誤りが発見された場合は、受注者の責任において所要の訂正又は修正を行わなければならない。

9 成果品

成果品は以下により提出すること。なお、電子データの形式については、市と協議の上決定すること。

(1) 推進業務

① アニュアルレポート 電子データ及び紙媒体 5部

(2) 策定業務

① アニュアルレポート 電子データ及び紙媒体 5部

② 第3期食のまちづくり基本計画書 電子データのみ

③ 策定関連資料（アンケート結果、提案書等） 電子データ及び紙媒体 5部

10 支払条件等

原則として、委託業務終了後の実績払いとする。ただし、必要に応じて分割で支払うことができる。

11 提出先・問合せ先

〒896-8601 鹿児島県いちき串木野市昭和通 133 番地 1

いちき串木野市役所 串木野庁舎 2階

いちき串木野市シティセールス課 食のまち・シティセールス係

TEL：0996-33-5640（直通） / FAX：0996-32-3124

12 その他

(1) 疑義が生じた場合等の協議

仕様書について疑義が生じた場合又は仕様書に定めのない事由が生じた場合、市と受注者は誠意をもって協議するものとする。災害やその他の不可抗力等、市及び受注者双方の責めに帰す事ができない事由により事業の継続が困難になった場合、事業の可否について協議するものとする。

(2) 受注者の取消し等

受注者により業務を継続することが適当でないと認めるときは、委託を取り消し又は一部の停止を命じることができるものとする。この場合、市に生じた損害は、受注者が賠償するとともに取り消した場合は、次期受注者が円滑に業務を遂行できるよう引き継ぐものとする。

(3) 個人情報保護

業務を実施する中で入手した個人情報の取り扱いについては、個人情報保護法等の法令を遵守すること。

第2期食のまちづくり基本計画推進プロジェクト実施及び
第3期食のまちづくり基本計画策定業務委託提案書作成要項

1 内容

- (1) 提案書は、【様式4】、【様式5】、【様式6】を参考に作成してください。なお、【様式4】は指定様式としますが、【様式5】、【様式6】については、自由様式とします。ただし、【様式5】の各項目の内容及び順番は指定とするため、パワーポイントのスライド等で作成する際は注意してください。また、【様式6】については、区分がわかるように記載してください。
- (2) 用紙の大きさは、各様式ともA4版とします。(両面印刷の場合は、長辺綴じ)
- (3) 提案書の各提案は、簡潔な文章で記載するとともに、文章を補充するための写真、イラスト、イメージ図等をもって作成すること。(カラー印刷可)
- (4) 提案書の作成にあたっては、記載の留意事項や注意事項は削除して下さい。また、使用する文字のフォントは自由としますが、ポイント数は10.5ポイント以上としてください。

2 提出部数等

提案書は、【様式4】、【様式5】、【様式6】を各正本1部、副本13部提出してください。
なお、提案書の提出にあたっては、ホッチキス等で止めてください。

提 案 書

業務の名称：第2期食のまちづくり基本計画推進プロジェクト実施及び
第3期食のまちづくり基本計画策定業務委託
履行期限：令和9年3月31日

標記業務について、提案書を提出します。

令和8年 月 日

いちき串木野市 御中

提案者

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

印

様式5

第2期食のまちづくり基本計画推進プロジェクト実施及び
第3期食のまちづくり基本計画策定業務委託

会社名・団体名			
所在地			
代表者氏名			
設立年月日	年	月	日
鹿児島県内に支社を有する場合、その所在地			
電話番号			
電子メールアドレス			
業務の実施体制			
類似業務の実績			
業務名・事業主体	業務概要	履行期間	
		開始	年 月
		終了	年 月
		開始	年 月
		終了	年 月
		開始	年 月
		終了	年 月
		開始	年 月
		終了	年 月
		開始	年 月
		終了	年 月

事業の内容に関する事項	推進業務	<p>① 第2期食のまちづくり基本計画の管理及び事業推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どのような手法や体制で事業の支援を行うのか。 ・庁内及び関係事業者との連携はどのような手法で行うのか。・・・など <p>② 食のまちPRパートナーの活性化に資する取り組みの企画運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食のまちPRパートナーをどのように分類し管理するのか。 ・グルーピング後は各々にどのようなサービスや機会を提供するのか。・・・など <p>③ 食のまちづくりに関する広報・情報発信及びスキル向上についての企画運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誰がどのように発信するのか。 ・SNSツールをどのように活用し、どのように教えていくのか。 ・連携協定先とどのような取り組みを行うのか。・・・など
	策定業務	<p>① 第3期食のまちづくり基本計画の策定支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の課題をどのように捉え、どのように計画に反映させていくのか。 ・「稼ぐ力」の向上に向けて、どのような事業案等を計画に盛り込むのか。 ・食のまちPRパートナーの主体的な参加のため、どのようなプロジェクトを計画に盛り込み、将来的な自走化を図るのか。・・・など
	実施フロー等に関する事項	<p>1 事業全体スケジュールについて（各事業の実施フロー含む）</p>

注1：提案書については、固定様式ではありません。同様の内容のわかるようにプレゼンテーション資料等を作成する場合は、そのスライド等でも可とします。

様式6

第2期食のまちづくり基本計画推進プロジェクト実施業務及び
第3期食のまちづくり基本計画策定業務委託見積書

本業務の実施にあたっての見積書を記載してください。

・次の項目ごとに内訳を作成してください。

- (1) 第2期食のまちづくり基本計画推進プロジェクト実施業務
- (2) 第3期食のまちづくり基本計画策定業務

注1：任意様式（提案者の独自様式可）としますが、仕様書と費用の関係性及び内訳のわかるように作成してください。

注2：カラー印刷を可とします。